

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国（処分行政庁 警察庁長官）

準備書面（5）

令和3年1月15日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人 井上 恵理子

志村直之

谷口孝治

横井健志

鈴木理

渡邊圭

被告は、本準備書面において、①本件文書の各項目の各記載欄における不開示部分の内容について分類するとともに、②原告の2020年（令和2年）8月27日付け第5準備書面（以下「原告第5準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による（参考として本準備書面末尾に略語表を添付する。）。

第1 本件文書の各項目の記載内容の振り分けについて

本件文書の各項目のうち、「保有開始の年月日」欄、「保存場所」欄及び「備考」欄を除く各項目につき、別添1「平成30年（行ウ）第126号 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件 各記載欄における不開示部分の内容の分類について」記載の分類に基づいて各項目の記載内容を振り分けた結果は、別添2のとおりである。

なお、振り分け作業の便宜上、別添2の各項目において、①に該当する情報が一部でも含まれていれば①に振り分けることとした。

また、別添2は、前記のとおり、別添1、すなわち、裁判所から提示された分類に基づいて振り分けたものであり、別添2の各項目において②に振り分けたものであっても、不開示情報が含まれていないわけではないことを付言しておく。

第2 原告第5準備書面に対する反論

1 原告第5準備書面第2について

(1) 原告の主張

原告は、①情報公開法は、本来、不開示理由該当性の判断は、文書の記載内容に基づいて判断されるべきであり、文書の記載の内容を離れて不開示事由に該当するとの主張に対しては、極めて例外的な場合であることに留意し

て、厳格に審査・解釈されなければいけない、②本件文書を構成する文書の数の増減は、警察庁内の組織替え、他の機関への事務の移管、保存期間の満了等の様々な理由が考えられるほか、文書の数の増減の時期もまちまちであり、経年的に特定の日付で情報公開請求をしても、ある所属の保有する文書の増減を推知することはできない、③組織改正により、本件文書を構成する各文書の所属先が変更され得るから、本件文書を構成する各文書の配列は固定されていないと言え、本件文書を構成する文書の一部が開示され特定されたとしても、そのことから各所属の管理する文書の増減を推知することはできない、などと主張する。

(2) 被告の反論

ア ①について

①に関する原告の主張は、文書の「内容」と「増減」を切り離し、被告の主張は「内容」についてではなく、「増減」について述べているとの見解を前提にしているが、そもそも、「増減」は、「内容」を離れた概念ではなく（被告準備書面(3)・21ページ）、被告の主張を曲解したものである。

また、その点をおくとしても、文書の文字情報そのものではなく、量的側面に着目し、不開示情報該当性を判断した裁判例は存在しており、その意味からも原告の主張は理由がない。

すなわち、例えば、高知地裁平成28年4月26日判決は、高知県情報公開条例に基づき、県警本部警備第一課及び同第二課に所属する警察官（警部以上の階級にある者及び一般職員を除いたもの）についての勤務状況等が記載された「命令簿」の開示請求に対し、高知県警察本部長が行った全部不開示決定の取消訴訟において、「命令簿は、各所属において、職員1名につき1枚ずつ作成し、月ごとに編綴されるものであるところ（中略）、命令簿は、その存在及び記載内容から、当該命令簿に対応する職員が存在するとの情報を示しているものということができ、命令簿の綴り全体を通じ

て、警備第一課及び警備第二課に所属する実人数を明らかにする文書であるということができる。」、「警備各課の実員数は警備情勢により増減すること、警備各課の定員は公開されているものの、実員数までは公開されていないことが認められるところ、警備各課の正確な実員数を把握されると、その時点における警備各課の対応能力や情報収集能力の限界をある程度把握されることになり、警備対象勢力に警備各課に対抗する機会や手薄を突く機会を与えるおそれがあることを否定することはできない。そして、このことからすれば、命令簿を公にした場合に公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるとする県警本部長の判断は、合理性を有するものとして許容される範囲を超えたものということはできないから、警備各課の実員数は、本件条例6条1項4号所定の『情報』であるというべきである。」、「警備第一課及び警備第二課に所属する警部補以下の階級にある警察官の命令簿は、その枚数自体で、警備各課の実員数という本条例6条1項4号所定の『情報』を表しているといえ、命令簿の各欄を部分的にでも開示した場合、必然的に、命令簿の枚数が判明し、警備各課の実員数が明らかになるという関係にあるから、各欄を部分的にでも開示することはできないとして命令簿の全部を非開示とした本件処分1及び本件処分3は、その余の争点について判断するまでもなく、違法であるとはいえない。」旨判示しており、開示請求の対象となった文書の量的側面に着目して不開示情報該当性を判断している。なお、同事案は控訴されたものの、上記で引用した部分についての判断は、控訴審でも維持されている（高松高裁平成28年11月17日判決）。

イ ②について

原告は、本件文書を構成する各文書の数の増減の理由は様々なものが考えられるほか、文書の数の増減の時期もまちまちであり、経年的に特定の日付で情報公開請求をしても、ある所属の保有する文書の増減を推知する

ことはできないなどと主張するが、警察庁内の組織替えは、「警察庁組織令」、「警察法施行規則」や「警察庁の内部組織の細目に関する訓令」に基づき行われるところ、「警察庁組織令」、「警察法施行規則」や「警察庁の内部組織の細目に関する訓令」自体は公表されており、公表された情報に基づき、一定の範囲の組織替えの事実を把握することができる上、これらの公表された事実に基づき、これまで特定の所属が保管していた文書が別の所属に移されたことを推知することは可能である。

また、本件文書を構成する各文書の増減の時期がまちまちだったとしても、一定の頻度（毎年特定の日とか、毎月特定の日など）で開示請求することにより、一定の期間内にどの程度文書の増減があったかを把握することが可能であるし、また、一定の頻度で開示請求をすることに加え、例えば、社会的反響の大きい事件や出来事が発生した後に開示請求を行うことで、当該事件や出来事を所管する部署に文書の増加が認められれば、当該事件や出来事に関連して新たに個人情報を保有し始めたことが判明し得ることとなる。

したがって、この点に関する原告の主張は理由がない。

ウ ③について

原告は、本件文書を構成する各文書の順番は、組織改正等の事務の所管の変更等によって変動することから、本件文書を構成する文書の一部が開示され、特定されたとしても、そのことから各所属の管理する文書の増減を推知することはできないなどと主張するが、警察庁で組織改正が行われた場合、警察庁組織令、警察法施行規則や警察庁の内部組織の細目に関する訓令により、一定の範囲でそのことが公になることから、その情報と併せて、本件開示請求と同種の開示請求を経年的に繰り返すことにより、組織改正後の各所属の管理する文書の増減を推知することは可能であるから、原告の主張は理由がない。

2 原告第5準備書面第3について

(1) 原告の主張

原告は、情報公開法5条3号の「国の安全」、「害されるおそれ」の解釈は、行政機関個人情報保護法10条2項1号の趣旨に鑑み、「『国の安全、外交上の秘密、およびこれに匹敵するような国の大利益』について公にされると重大な利益の侵害が予想される場合で、加えて『害されるおそれ』があるという法的保護の実質的な必要について、行政機関の長の判断に相当の理由があることが求められる」などと主張し、また、情報公開法5条4号の「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」の解釈も、行政機関個人情報保護法10条2項2号の趣旨に鑑み、「具体的な該当性が必要だと解すべき」などと主張する。

(2) 被告の反論

しかし、情報公開法5条3号及び4号該当性の判断にあたり、行政機関個人情報保護法10条2項の趣旨を取り入れるべきとの主張は、原告独自のものであり、かかる主張は理由がない。

被告は、本件文書の性質や本件不開示部分に記録されている情報の内容について、可能な限り具体的に示した上で、情報公開法5条3号及び4号所定の「おそれ」があると述べているところであるし、被告準備書面(2)第4の3(2)イ(26ないし28ページ)、被告準備書面(3)第1の3(25ないし27ページ)及び被告準備書面(4)第1の1(4及び5ページ)で述べた我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に対する情勢及びその対策状況等をも踏まえれば、各号所定の「おそれ」があることは明らかである。

なお、原告は、別件開示決定にかかる被告の対応に鑑みれば、本件文書を構成する各文書につき、「個別に判断すれば開示を拒否する『おそれ』がないことが明らかであるから、『一部でも公にすれば』警察業務に支障を及ぼすおそれがあるとの認定は、過剰であった」旨主張するが、本件決定と別件開示

決定は、請求内容を異にしており、対象文書を公にすることによる影響は全く異なるものであることは、被告準備書面(1)第4の3(24ないし32ページ)、被告準備書面(2)第4の2(19ないし24ページ)、被告準備書面(3)第2の2(28ページ)及び被告準備書面(4)第3(14及び15ページ)で繰り返し述べてきたとおりである。

第3 結語

以上のとおり、本件決定は適法であり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

各記載欄における不開示部分の内容の分類について

○ 「名称」欄

- ① 記載欄の中に、特定の事件、犯罪名が付されているもの、又は、対象者が記載されているもの
② 上記①以外のもの

○ 「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄

- ① 記載欄の中に、国内外の治安情勢に伴って展開される秘匿性や特命性が極めて高い犯罪捜査等を担う係等の名称が付されているもの
② 上記①以外のもの

○ 「利用の目的」欄

- ① 記載欄の中に、特定事件等の犯罪捜査における情報の利用方法、分析方法等のほか、特定の個人情報について警察がどのような目的・理由で収集・管理しているかなど、公にすることができない（※）内容が記載されているもの
② 上記①以外のもの

〔※ このメモにおいて「公にすることができない」とは、（文書の位置ではなく）記載の内容それ自体で、公することによる捜査への支障等があるものをいう。〕

○ 「記録される項目」欄

- ① 記載欄の中に、特定の類型の事件を認知した場合の初動捜査の手法、着眼点、被疑者の割り出しなど、本来的に秘密とされるべき犯罪捜査の手法等がわかる情報が記載されているもの
- ② 上記①以外のもの

○ 「本人として記録される個人の範囲」欄

- ① 記載欄の中に、特定事件に関する被疑者・手配者に関する情報、特定事件に関して警察が事件捜査等をするに当たって必要な情報を警察に提供している警察組織以外の情報提供元となる機関、団体等の収集範囲が記載されているもの
- ② 上記①以外のもの

○ 「記録される個人情報の収集方法」欄

- ① 記載欄の中に、公にすることのできない特定の機関・団体（都道府県警察を除く。）、我が国以外の捜査機関等に関する記載がされているもの、又は、保有個人情報管理簿の内容によって個人情報の収集先が「都道府県警察」のみであることさえも公にすることのできない性質の情報であるもの
- ② 上記①以外のもの

○ 「記録される個人情報の経常的提供先」欄

- ① 記載欄の中に、公にすることのできない特定の機関・団体（都道府県警察を除く。）、我が国以外の捜査機関等に関する記載がされているもの、又は、保有個人情報管理簿の内容によって個人情報の経常的提供先

が「都道府県警察」のみであることさえも公にすることができない性質の情報であるもの

② 上記①以外のもの

※ 「保有開始の年月日」欄、「保存場所」欄、「備考」欄については、上記のような分類は求めない。

以 上

項目欄	名称		利用に供される事務をつかさどる係の名称		利用の目的		記録される項目		本人として記録される個人の範囲		記録される個人情報の収集方法		記録される個人情報の経常的提供先	
分類	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
1	○			○		○	○		○		○		○	
2	○			○	○		○		○		○		○	
3	○			○	○		○		○		○		○	
4	○			○	○		○		○		○		○	
5	○			○	○			○	○		○		○	
6	○			○	○			○	○		○		○	
7	○			○	○			○	○		○		○	
8	○			○	○			○	○		○		○	
9	○			○	○			○	○		○		○	
10	○			○	○		○		○		○		○	
11	○			○	○		○		○		○		○	
12	○		○		○		○		○		○		○	
13	○			○	○		○		○		○		○	
14	○			○		○	○		○		○		○	
15	○			○		○		○	○		○		○	
16	○			○	○		○		○		○		○	
17	○			○	○		○		○		○		○	
18	○			○	○		○		○		○		○	
19	○			○	○		○		○		○		○	
20	○			○	○		○		○		○		○	
21	○			○		○	○		○		○		○	
22	○			○		○	○		○		○		○	
23	○			○		○		○	○		○		○	
24	○			○	○		○		○		○		○	
25	○			○		○	○		○		○		○	
26	○			○		○	○		○		○		○	
27	○			○	○		○		○		○		○	
28	○			○	○		○		○		○		○	
29	○			○		○		○		○		○		○
30	○			○	○		○		○		○		○	
31	○			○	○		○		○		○		○	
32	○			○	○		○		○		○		○	
33	○			○	○		○		○		○		○	
34	○			○	○		○		○		○		○	
35	○			○	○		○		○		○		○	
36	○			○		○	○			○		○		○
37	○			○		○	○		○		○		○	
38	○			○		○		○		○		○		○
39	○			○		○		○		○		○		○
40	○			○		○		○		○		○		○
41	○			○		○		○		○		○		○
42	○			○		○		○		○		○		○
43	○			○		○		○		○		○		○
44	○			○		○		○		○		○		○
45	○			○		○		○		○		○		○
46	○			○		○		○		○		○		○
47	○			○		○	○			○		○		○
48	○			○		○	○			○		○		○
49	○			○		○		○		○		○		○
50	○			○		○		○		○		○		○
51	○			○		○		○		○		○		○
52	○			○		○		○		○		○		○
53	○			○		○		○		○		○		○
54	○			○		○	○			○		○		○
55	○			○		○		○		○		○		○
56	○			○		○		○		○		○		○
57	○			○		○	○			○		○		○
58	○			○		○		○		○		○		○
59	○			○		○		○		○		○		○
60	○			○		○		○		○		○		○
61	○			○		○		○		○		○		○
62	○			○		○		○		○		○		○
63	○			○		○		○		○		○		○
64	○			○		○		○	○		○		○	
65	○			○		○		○	○		○		○	
66	○			○		○		○		○		○		○
67	○			○		○		○		○		○		○
68	○			○		○		○		○		○		○
69	○			○		○		○		○		○		○
70	○			○		○		○	○		○		○	
71	○			○		○		○		○		○		○
72	○			○	○	○	○			○	○		○	
73	○			○	○	○	○			○	○		○	
74	○			○	○	○	○			○	○		○	
75	○			○	○	○	○			○	○		○	
76	○			○	○	○	○			○	○		○	
77	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

78		○		○		○	○		○			○		○
79		○		○		○	○		○			○		○
80		○		○		○	○		○			○		○
81		○		○		○		○				○		○
82		○	○			○		○				○		○
83		○	○			○		○				○		○
84		○	○		○			○	○			○		○
85		○	○			○		○				○		○
86		○	○			○		○				○		○
87		○	○			○		○				○		○
88		○	○			○		○				○		○
89		○	○			○		○				○		○
90		○	○			○		○				○		○
91		○	○			○		○				○		○
92		○	○			○		○				○		○
93		○	○			○		○				○		○
94		○	○			○		○				○		○
95		○	○			○		○				○		○
96		○	○			○		○				○		○
97		○	○			○		○				○		○
98		○	○			○		○				○		○
99		○	○			○		○				○		○
100		○	○			○		○				○		○
101		○	○			○		○				○		○
102		○	○			○		○				○		○
103		○	○			○		○				○		○
104		○	○			○		○				○		○
105		○	○			○		○				○		○
106		○	○			○		○				○		○
107		○	○			○		○				○		○
108		○	○			○		○				○		○
109		○	○			○		○				○		○
110		○	○			○		○				○		○
111		○	○			○		○				○		○
112		○	○			○		○				○		○
113		○	○			○		○				○		○
114		○		○		○		○				○		○
115		○		○		○		○				○		○
116		○		○		○		○				○		○
117		○		○		○		○				○		○
118		○		○		○		○				○		○
119		○		○		○		○				○		○
120		○		○		○		○				○		○
121	○			○	○		○		○		○			○
122		○	○			○		○				○		○

略語表

平成30年(行ウ)第126号
警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件
原告:特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

略語	語彙	書面	ページ
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	答弁書	5
個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	答弁書	5
本件開示請求	原告の平成28年5月15日付け警察庁長官に対する開示請求	答弁書	5
本件文書	本件開示請求に係る対象文書(保有個人情報管理簿)	答弁書	5
本件決定	警察庁長官が平成28年7月15日付けでした保有個人情報管理簿(本件文書)を開示する決定及び本件文書の一部を不開示とする決定	答弁書	5
本件取消しの訴え	請求の趣旨第1項。本件決定の取消しの訴え	答弁書	5
本件義務付けの訴え	請求の趣旨第2項。本件文書の開示決定の義務付けの訴え	答弁書	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
本件対象文書	総務大臣への事前通知の適用除外としている個人情報ファイル(126件分)	答弁書	7
本件不開示部分	個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル(122件分)の各項目欄のうち、各記載欄を不開示とした部分	答弁書	7
審査会	情報公開・個人情報保護審査会	答弁書	10
不開示情報	情報公開法5条柱書きの規定	答弁書	10
他国等	他国又は国際機関	答弁書	18
最高裁 昭和53年判決	最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 (民集32巻7号1223ページ)	答弁書	21
原告第1準備書面	原告の2018年(平成30年)8月21日付け第1準備書面	準備書面(1)	5
東京高裁 平成26年判決	東京高等裁判所平成26年7月25日判決	準備書面(1)	14
平成17年改正前 旅券法	平成17年法律第55号による改正前の旅券法	準備書面(1)	17
別件開示請求	原告の平成30年1月4日付け警察庁長官に対する開示請求	準備書面(1)	24
別件開示文書	犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務、及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿(18件分)	準備書面(1)	25
別件開示決定	別件開示文書について、一部を不開示とする決定	準備書面(1)	25
原告求釈明申立書	原告の2018年(平成30年)11月6日付け求釈明書	求釈明に対する回答書	1
原告第2準備書面	原告の2019年(平成31年)2月1日付け第2準備書面	準備書面(2)	4
被告準備書面(1)	被告の平成30年10月9日付け準備書面(1)	準備書面(2)	4
原告第3準備書面	原告の2019年(令和元年)5月31日付け第3準備書面	準備書面(3)	5
被告準備書面(2)	被告の平成31年4月1日付け準備書面(2)	準備書面(3)	8
原告第4準備書面	原告の2019年(令和元年)11月6日付け第4準備書面	準備書面(4)	4
被告準備書面(3)	被告の令和元年9月3日付け準備書面(3)	準備書面(4)	4
原告第5準備書面	原告の2020年(令和2年)8月27日付け第5準備書面	準備書面(5)	2